



会社に雇われている外国人の皆さんへ

(新型コロナウイルス感染症に関する情報)

新型コロナウイルスにより会社の経営が悪くなっているときでも、外国人であることを理由として、外国人の労働者を、日本人より不利に扱うことは許されません。

1. 会社の都合で労働者を休ませた場合に会社が支払う休業手当は、日本人の労働者と同じように、外国人の労働者にも支払わなければなりません。
2. 労働者の雇用を守るために国が会社に支払う助成金は、日本人の労働者と同じように、外国人の労働者のためにも使えます。
3. 子どもの学校が休校になったために会社を休むときは、日本人の労働者と同じように、年次有給休暇を使うことができます。
4. 解雇は、会社が自由に行えるものではありません。会社が外国人の労働者を解雇しようとするときは、日本人の労働者と同じルールを守らなければなりません。

■ 困ったときは、お近くの労働局、労働基準監督署、ハローワークに相談してください。

3月に日本の学校を卒業した外国人の学生の皆さん

4月から日本の会社で働き始める約束をしていたのに、会社から「働くことはできません」と言われていませんか？

そんなときは近くのハローワークに相談してください。

ハローワークは「皆さんが働けるようにしてください」と会社に言ったり、皆さんが仕事を見つけるお手伝いをしたりしています。

また、4月からの在留資格について不安な方は、近くの出入国管理局に相談してください。

生活相談あれこれ

FICEC では月～金曜 10時～16時に生活相談を行っています。
いくつかを紹介します

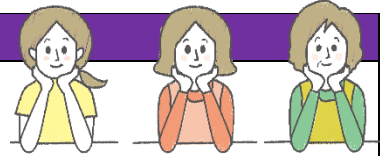
Aさん：F市に家を探そうと市役所を訪れたが転入を認めてくれなかった。

引っ越しをするとき

①まず、新しい住まいを探してから、今住んでいるところの市役所に転出届を出し、転出証明書をお願いします。《引っ越しの前後14日間》

②次に引っ越し先の市役所に転入届と転出証明書を出します。《引っ越しの後14日間》

Aさんの場合、転居先も決まってないので転入を拒否されたわけです。転出・転入の手続きは引っ越し前後の14日間と覚えておいてください。同じ市町内に引っ越しをするときは転居届だけでいいです。

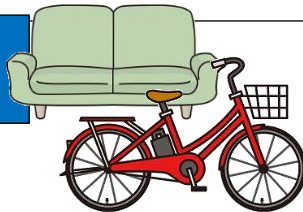


Bさん：仮放免中。お金に困っているので市役所に生活保護申請に行ったが断られた。

生活保護の対象になるのは、永住者、定住者、永住者の配偶者、日本人の配偶者、特別永住者、認定難民だけです。Bさんは仮放免中なので生活保護は受けられません。

※仮放免とは：不法滞在などで入国管理局の施設に收容されている人で、体調不良や家庭の事情などを考慮して一時的に收容を解かれている人

ふじみ野市と三芳町の粗大ごみが一部有料になりました



■いつもの集積所に出す場合

- ①市環境課 049-257-8612 に電話して「何を、いつ、何個出すか」や氏名などを連絡して受付番号をもらう。
- ②市内公共施設やコンビニ(予定)で「粗大ごみ処理手数料納付券(シール券)」を購入する。
例：折りたたみベッド 1000円、自転車 500円
- ③粗大ごみにシールを貼り付けて決まった日に出す。

■自分で環境センターに持ち込む場合は粗大ごみにシールを貼り付けて持ち込む(申し込み不要)
持ち込みの場合は手数料が半額になります。

■シールを貼らずに通常のごみと同じように出すとトラブルになりますので注意してください。

お子さんの予防接種を忘れないで！

赤ちゃんはお母さんのおなかにいるときに、お母さんから病気に対する免疫を受け継いでいます。しかし、この免疫は徐々に失われていきます。生後2か月ごろから予防接種を受ける必要があります。

予防接種は種類ごとに接種に適した時期があり、無料で受けられる対象年齢や接種間隔等が決まっています。母子手帳を持って、病院に相談し、計画的に受けましょう。

母子手帳がない人は、地域の保健センターで相談してください。



通訳者・翻訳者募集しています

英語・中国語・タガログ語・フランス語・ネパール語

毎日、チェック！

NEWS WEB EASY

やさしい日本語で書いたニュース



NHK WORLD-JAPAN

多言語でニュースを見ることができます



◆FICEC では、独身証明書、出生証明書などの日本語への翻訳を受け付けています。

翻訳料 1枚 2000円

◆その他の文書の翻訳

A4サイズ 1枚 3000円～

◆翻訳には1枚1週間かかります。

翻訳します